

令和8年1月29日

報道各位

新潟市財務部契約課

指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第2条第1項に基づき指名停止の措置を行いました。

記

1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
①株式会社 トーニチコンサルタント (カブ・シカ・イシャ トニチコンサルタント) 主たる営業所 東京都渋谷区本町一丁目13番3号	①令和8年1月29日～ 令和8年4月28日 (3カ月)
②日本交通技術 株式会社 (ニホンコウジキジュツ カブ・シカ・イシャ) 主たる営業所 東京都台東区上野七丁目11番1号	②令和8年1月29日～ 令和8年7月28日 (6カ月)

2 指名停止理由

特定跨線橋点検等業務の入札等に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは、指名停止等措置要領別表第2第3号（独占禁止法違反）に該当するため指名停止を行った。

3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課 担当 小樋山 (直通025-226-2211)